

農家の税負担と農業補助金*

—農業保護の財政的側面—

本 間 正 義

1. はじめに

農産物の市場開放や価格政策の見直し等、日本の農業は国の内外で大きな関心を集めている。その中心は農業保護をめぐる議論であるが、保護の程度を定量的に把握することは必ずしも容易ではない。農業の保護水準を包括的にとらえるためには貿易制限や市場介入等の価格政策の評価に加えて、農業に対する課税水準や農家への補助金等の財政政策も合わせて考察の対象としなければならない。小稿では過去に行なった価格政策を中心とした農業保護水準に関する研究¹⁾に続いて、財政政策の面から農業保護を考察する。

農業課税と農業補助金は財政の農業への作用として表裏一体を成すものと考えられる。経済発展が未成熟な段階にあった戦前の日本では工業化促進のために農業に重い税負担を課し、また産業補助金もほとんどが非農業部門に配分された²⁾。これに対して、戦後の高度成長を経た今日の財政政策は、農業所得課税の低さや多種多岐にわたる農業補助金が批判の対象とされるように、一転して農業に有利に展開されているようにみえる。

農業課税、特に農業所得課税においては「クロヨン」で称されるように給与所得や他の事業所得

* 小稿は政策構想フォーラムの助成で行なわれている農業政策に関する速水佑次郎教授(青山学院大学)との共同研究の成果の一部である。小稿の作成にあたり貝塚啓明教授(東京大学)、早見弘教授(小樽商科大学)、森宏教授(専修大学)ならびに本誌レフェリーの方々から有益なコメントをいただいた。記して謝意を表します。

1) 本誌第37巻第1号の拙稿[4]を参照。

2) 戦前の財政政策と農業の関係については恆松[10]を参照。

に比べて農業所得の捕捉率の低さが問題とされてきた。しかしながら、このような所得税負担の業種間格差は実態的に明らかにされているわけではない。数少ない業種間課税所得格差の実証的研究としては石[7]や本間・他[3]があげられるが、農業所得税に関して、彼らのアプローチは以下の問題点を残している。まず、石の研究では国民所得統計から農業所得を推計し、それを税務統計の農業所得と比較することで農業所得の捕捉率を推定している。税務統計では申告納税額のない農家は含まれないため、課税最低限以下の農業所得を推計して国民所得統計から控除する必要があるが、信頼に足る資料が無い以上その推計には恣意性が残る³⁾。また、両統計の概念上の差異も大きく、税務統計における「農業所得」には畜産を主とする農業事業者の所得は含まれていないため、国民所得ベースの農業所得との比較では過小にならざるをえない。

本間・他の研究は厚生省の「所得再分配調査」のミクロ的データを用いて業種世帯別の租税関数を推計し、その係数の差異によって所得税負担の業種間格差を検証しようとするものである。しかし、分析対象が世帯であるため、農家世帯の所得には農外所得が含まれてしまう。農家所得の8割(全国平均)が農外所得となっている今日、世帯の租税関数で農業所得課税の実態を探ることはできない。小稿では世帯ではなく、農家内の個々の所得者を対象とした租税関数を想定して、農家世帯内部における所得税負担の業種間格差を定量的に明らかにする。

3) 石推計に関する問題点は本間・他[3]で詳しく述べられている。

租税負担率の低位性と並んで、農業保護的に展開してきた財政政策のもうひとつの側面は農業への財政支出である。ここでは政府の農業支出のうち、補助金に焦点をあてて農業の税負担との相対的關係を論じてみよう。以上の分析を通じて農業が財政の面においてどの程度保護されているかを数量的に明らかにすることが小稿の課題である。

2. 農家の租税負担

農業課税の実態を把握することは資料の制約もあり、多くの困難を伴う。税務統計では農業所得者の納税額や農業所得額を知ることができるが、申告納税者に限られた資料であるため比較可能性に乏しい。小稿ではマイクロデータを基礎とした農林水産省の「農家経済調査」の結果を用いて、まず全国平均での農家の租税負担状況を検討してみよう。

第1表 農家と勤労者世帯の租税負担の比較
(1戸当り全国平均)

	1960	1965	1970	1975	1980	1984年
農家世帯:						
所得税(千円)	3.0	6.3	25.2	66.6	138.3	208.3
固定資産税(千円)	7.2	8.6	12.8	28.8	58.3	87.4
うち農地(千円)	3.5	3.8	3.8	5.7	12.1	19.9
その他租税(千円)	7.3	8.8	25.3	79.6	154.1	215.9
租税合計(千円)	17.5	23.7	63.3	175.0	350.7	511.6
勤労者世帯:						
所得税(千円)	—	23.5	35.9	67.6	155.4	235.5
その他租税(千円)	—	15.8	25.3	61.8	135.1	213.0
租税合計(千円)	—	39.3	61.2	129.4	290.5	448.5
平均所得税負担率:						
農家世帯(%)	0.7	0.8	1.8	2.1	3.1	3.9
勤労者世帯(%)	—	3.1	2.7	2.5	3.8	4.8
平均租税負担率(%)						
農家世帯(%)	4.3	3.1	4.5	5.1	7.8	9.5
勤労者世帯(%)	—	5.2	4.7	4.6	7.2	9.2

- 注1) 農家の所得税は申告所得税と源泉所得税の合計。勤労者世帯の所得税は1ヵ月当りの勤労所得税を年間の値に換算したもの。
 2) 農家の固定資産税のうち農地については市町村の農地にかかわる固定資産税総額を全国農家戸数で除して推定。
 3) 農家のその他租税は相続税、その他の国税、都道府県税、および固定資産税と国民健康保険税を除く市町村税の合計。勤労者世帯のその他租税にはこれらの他固定資産税が含まれている。
 4) 平均所得税負担率は所得税の年間所得に対する比率。ただし農家の所得には出稼ぎ・被贈扶助等の収入を含まない農家所得を、勤労者世帯の所得には実収入から社会保障給付、仕送金および特別収入を除いたものをそれぞれ用いた。
 5) 平均租税負担率は租税合計の年間所得に対する比率。
 資料: 農林水産省『農家経済調査報告』, 総務庁統計局『家計調査年報』。

第1表には農家1戸当りの租税負担額の推移が、勤労者世帯との対比で示されている。租税負担のうち所得税額をみると、1984年で農家が約21万円、勤労者世帯が約24万円となっており、両者の間に大きな差はない。所得税以外の租税負担としては相続税等のその他の国税と地方税の負担があるが、そのうち固定資産税を農家についてみると約9万円であり、その他の租税は約22万円である。農家の固定資産税のうち農地分を推計してみると⁴⁾、約2万円となる。したがって、農家の租税全体に占める所得税の割合は41%、固定資産税は17%、うち農地が4%、その他租税が42%という構成になる。勤労者世帯についてはその他の租税の構成は不明であるが、全体で約21万円とほぼ所得税と同じ比重となっている。

このような租税負担の構成内容は時間的にみて一定であったわけではない。農家の場合、1960年には所得税は租税合計の17%にすぎず、比重の大きかったのは固定資産税であり租税負担の40%以上を占めていた。そのうち農地の固定資産税が約半分であり、その額は所得税より多かった。しかしながら、農家所得の増大ならびに農地の課税標準額の据え置き⁵⁾などが作用し、固定資産税と所得税の比重は1960年代後半には逆転することになる。農家の固定資産税負担が勤労者世帯と比べていかなる水準にあるかを議論することはできないが、農家自体の租税負担に占める比重が、特に農地において大きく低下してきたことは注目し得る。農家の所得税比重の増大に対して、勤労者世帯では逆に所得税の比重を低下させている。1965年で所得税は租税の60%を占めていたが、1975年までに52%程度へと減少した。しかし農家に比べて、租税に占める所得税の比重は依然として大きい。

農家および勤労者世帯のこうした租税負担は、それぞれの所得に対してどの程度の負担となって

4) 農地に対する固定資産税は小倉[8]で得られる市町村の農地固定資産税総額を全国農家戸数で除して推計した。

5) 農地の課税標準額は1963年から1975年まで据え置かれた。その後負担調整措置が講ぜられているが、調整率は農地価格上昇率よりはるかに小さい。

いるのであろうか。これをみるために、第1表の下段に所得税と租税合計の所得に対する比率がそれぞれの世帯について掲げられている。所得税の所得に対する比率を平均所得税負担率と呼ぶとすれば、それは1984年で農家が3.9%、勤労者世帯が4.8%となる。租税合計の所得に対する比率を平均租税負担率とすれば、1984年の農家が9.5%、勤労者世帯が9.2%ということになる。これらの比率の時間的推移に着目すると、1970年代中頃まで所得税負担率が農家と勤労者世帯の間で大きく乖離していたが、その後両者は接近する傾向にあることが注目される。農家の1戸当り総所得は、勤労者世帯との比較が可能な1965年以降、一貫して勤労者世帯の所得より高かった⁶⁾。したがって、農家の所得税負担率が低位にある理由を所得水準の低さに求めることはできない。農家と勤労者世帯の所得税負担率の乖離が大きかった1960年代は、農家所得に占める農業所得の割合がまだ高かった時期である⁷⁾。その後の急速な兼業収入の増大と、両世帯間での乖離幅の縮小をあわせて考えると、農家と勤労者世帯の間の所得税負担率の差異は、農業所得に対する課税が他の勤労所得に対するものより低位にあったことをうかがわせる。

農業所得は1年間の所得金額を納税者みずから計算し申告する申告納税制度の下で課税されるが、大多数の農家は確定申告を行なう際に税務当局が作成する「農業所得標準」によって所得計算を行っている。その方法には、田畑作物のように面積を課税基本としてこれに単位面積当りの標準を乗じて所得を算定するもの(面積課税方式)や、果樹のように収穫量を課税基本としてこれに単位収量当りの標準を乗じるもの(収量課税方式)、畜

産関係のように頭羽数を課税基本としてこれに単位頭羽数当りの標準を乗じるもの(頭羽数課税方式)、そして園芸作物などに適用されているもので収入金額を課税基本としてこれに単位収入金額当りの標準を乗じるもの(収入金課税方式)とがある。この標準課税方式は戦後農業者に記帳習慣が無かった時期に徴税コストを節約するために導入されたものであるが、多様な農業経営を把握するには不適切であり、規模の経済効果などを含め農家間の質的格差は考慮されないことになる。近年この標準課税方式の見直しが行なわれ、制度面・執行面での整備が進められているとはいえ、農業所得課税の仕組みには多くの問題が残されている⁸⁾。

農家が農業所得に対してどの程度課税されているかを知るためには、農家の所得と所得税の内容に立ち入らなければならない。「農家経済調査」では、農家の所得税負担を申告所得税と源泉所得税に分けてみることができる。申告所得税は農家の場合、農業所得を主とした事業所得に課税されたものであり、源泉所得税は主に給料・俸給等の所得に課税されたものである⁹⁾。そこで、これらの区分された所得税と農家内の業種別所得から所得税負担の内容を探ってみたのが第2表である。申告所得税には農業所得以外の申告所得に対する課税額が含まれるので、申告所得税を農業所得とそれ以外の事業所得等に比例配分して農業所得税を推定し、農業所得との比率を農業所得率と呼べば、それは1984年で2.7%にすぎない。一方、職員俸給や給料は所得税を源泉徴収されているが、源泉所得税とこれらの給与所得額との比率を給与所得率と呼ぶことにすると、それは1984年で4.9%となる。このように、農業所得と給与所得との間には課税率に大きな開きがみられる¹⁰⁾。農

6) 農家所得と勤労者世帯所得はそれぞれ、1965年で76.1万円と75.5万円、1975年で341.4万円と273.7万円、1984年で536.1万円と490.2万円になっている。ただし、比較のため第1表の脚注のような調整が施されている。また世帯員数に差があるため、世帯員1人当りの所得で農家が勤労者世帯を上回るのは1972年以降である。

7) 農家所得に占める農業所得の割合は1960年で55%、1965年で48%だったが、1980年までに21%へと低下した。

8) 農業所得課税の仕組みと問題点については例えば藤川[2]を参照。

9) 確定申告時に合算して所得申告をした場合、既に源泉徴収されている所得税を超えて納税した税額が申告所得税となる。

10) 第2表の農業所得と給与所得の差は1人当り所得水準の差を示すものではないことに注意。給与所得者数は1984年で1戸当り1.11人である。一方、農業所得者数は不明だが、所得税申告の観点からそれは男子専従者数の0.31人と女子を含めた専従者数0.61人

業所得税率の低位性は時間的にみても一貫しており、給与所得率への接近はみられない。したがって、先に第1表でみた農家と勤労者世帯の間の所得税負担率の差異は、農業所得への課税水準の低位性によるものであることがわかる。近年の両者の乖離幅の縮小は農業所得課税の適正化によるものではなく、職員俸給や給料等の源泉徴収の対象となる農外所得の増大であり、農家の収入構成が勤労者世帯化したためである。ちなみに第2表の近年の農家の給与所得税率は、第1表の勤労者世帯の平均所得税負担率とほぼ一致する。

3. 農家の所得税負担の回帰分析

これまでの議論は全国平均による農家1戸当りの指標でみた農家の所得税負担の状況であった。しかしながら、所得税は所得のあった個人に対して課せられるのであり、農家を単位として課税されている訳ではない。農家の所得税負担を世帯員別に知ることはがきないが、「農家経済調査」では家族の就業形態別人員が表示されている。この就業形態別人員と先の農業所得、給与所得ならびに対応する所得税負担のデータから、農業所得者と給与所得者の所得税負担に差異があるかどうかを統計的に検証する方法を考えてみよう。

今、農家の世帯員のうち農業所得税を負担する人と給与所得税を負担する人は異なるものと仮定しよう。すなわち、農業経営者と給与所得者は所得申告に際して区別されているものとする。農業所得と給与所得の双方の所得があり、合算して所得申告をする農業経営者もいるかもしれない。しかし、累進課税体系の下では、農業所得を他の専従者等に帰属させて分離した方が節税となる¹¹⁾。したがって、この仮定は所得税申告の実情に照らしてさほど不合理なものではなからう。

の間であると考えられる。したがって、1人当りの所得をみる場合には、農業所得に2~3のウェイトをつけて給与所得と比較する必要がある。

11) ただし、誰を農業所得者とするかは税務執行上の問題であり、税務当局の判断による。また、農業所得が各種控除額より少なければ総合所得課税の方が節税となる場合もあるが、小額の合算は以下の議論を妨げるものではない。

第2表 農家の所得税負担の内容

(1戸当たり全国平均)

	1960	1965	1970	1975	1980	1984年
申告所得税(千円)	1.3	2.0	12.3	25.1	24.6	45.4
源泉所得税(千円)	1.7	4.3	12.9	45.1	113.7	162.9
農業所得(千円)	225	365	508	1146	952	1065
給与所得(千円)	106	262	626	1717	2804	3353
農業所得税率(%)	0.4	0.4	1.7	1.6	1.6	2.7
給与所得税率(%)	1.6	1.6	2.1	2.6	4.1	4.9

注1) 給与所得は職員俸給および給料の合計。

2) 農業所得税率は申告所得税を農業所得とそれ以外の事業所得等に比例配分して求めた農業所得税の農業所得に対する比率。

3) 給与所得税率は源泉所得税の給与所得に対する比率。

資料: 農林水産省『農家経済調査報告』。

農業所得者と給与所得者の両者に適用される所得税率表は所得の源泉にかかわらず共通であるが、ここで対象となる所得は単純化のために線形に近似できる所得税率表の範囲内にあるとすると、ある世帯員(i)の所得(Y_i)と所得税(T_i)の関係は

$$T_i = a + bY_i \quad (1)$$

で表わされる。

「農家経済調査」における地域別、経営耕地規模別区分のように、全国の農家をいくつかのグループに分けて考えるとき、ある特定のグループ内の農業所得者の数を n とすると、そのグループの農業所得税の合計は

$$\sum_{i=1}^n T_i = an + b \left(\sum_{i=1}^n Y_i^a \right) \quad (2)$$

で表わされる。ここで Y_i^a は農業所得である。

同様に給与所得を得ている人の数を m とすると、給与所得税の合計は

$$\sum_{i=1}^m T_i = am + b \left(\sum_{i=1}^m Y_i^s \right) \quad (3)$$

となる。ここで Y_i^s は給与所得である。

したがって、この農家グループの所得税負担の合計は(2)式と(3)式を辺々加えたものとなるが、それをそのグループの農家戸数(l)で除して農家1戸当りの所得税と所得の関係を示せば、

$$T = aN + b(YA + YS) \quad (4)$$

となる。ここで、 $T = \left(\sum_{i=1}^{n+m} T_i \right) / l$ 、 $N = (n+m) / l$ 、

$YA = \left(\sum_{i=1}^n Y_i^a \right) / l$ 、 $YS = \left(\sum_{i=1}^m Y_i^s \right) / l$ である。

さて、農業所得が各種控除項目の差や、先に述べた標準課税方式の採用等によって、または課税

当局の所得捕捉率の差によって、給与所得より低く評価されているとしよう。すなわち、YAが割引かれて評価され、実際には同じ所得でもYSよりYAの課税所得が低くなっているとすると、(4)式は次のように書き換えられる。

$$T = aN + b(r \cdot YA + YS) \quad (5)$$

ここで $r(0 \leq r \leq 1)$ は YA の過小評価率である。

したがって、課税農業所得の相対的過小性をテストするためには、農家1戸当りの所得税負担額(T)を農家1戸当りの農業所得(YA)と給与所得(YS)ならびに所得税納税者数(N)で回帰させてみて、農業所得と給与所得の係数の推定値に統計的に有意な差があるかどうかをみればよい。また、それらの係数の比率は(5)式の r の間接的な推定値となる。

この統計的検定を、「農家経済調査」の地域別・経営耕地規模別平均値のデータを用いて行なってみよう。従属変数の農家1戸当り所得税負担額には、源泉所得税に農業所得税を加えた額を用いた。ただし、農業所得税は申告所得税を農業所得とそれ以外の事業所得等に所得額に応じて比例配分して推計した。独立変数のうち、農家1戸当り農業所得と給与所得は直接的に得られる。農家1戸当りの所得税納税者数は、農家1戸当りの職員勤務者、恒常的賃労働者に農業所得者数の推定値を加えて近似した。農業所得者数は、1960年は農業経営者数とし、他の年については男子専従者がいる農家を農業所得者のいる農家とみなして1戸当りの男子専従者数から推定した¹²⁾。

以上の手続きによって、農家の所得税負担額を納税者数、農業所得および給与所得で回帰させてみた。回帰は各観測値を得るために用いられた地域別・経営耕地規模別集計戸数をウェイトとする加重回帰法(WOLS)によって行なわれた。また、(5)式の事前情報を利用して、ここでの回帰式は切片をゼロに制約してある。対象年は1960年か

ら1984年にわたる6時点で、年次別の推定結果が第3表に要約されている。いずれの変数の係数も統計的に有意にゼロと異なり、特に2つの所得変数は高い安定性を示している。納税者数の係数が負であるということは、(1)式の所得税関数の切片が負であることを意味し、したがって所得税体系が累進的になっていることを表わしている。決定係数が1960年を除いてほぼ0.9かそれ以上であり、このモデルは農家の所得税負担の実態をかなりよくとらえているといえよう¹³⁾。

さて、農業所得と給与所得の係数の推定値における差の検定であるが、これは回帰係数における線形制約のテストとして、 t -検定量を用いて行なえる。その結果は第3表の最下段の第1行に示してある。両者の係数を等しいとする仮説検定のための t -値はいずれの年度についても十分大きく、すべて1%水準で仮説は棄却された。すなわち、農業所得と給与所得の係数の推定値の間には統計的に十分有意な差があることが確認された。そこで前者を後者で除して、農業所得の相対的評価率を求めたのが第3表の最後の行である。いずれの年もおよそ40%から50%の範囲にあり、農業所得が給与所得に比べて半分以下にしか評価されていないことを示している。もちろん、この相対評価率は農業所得の捕捉率とは異なるものであり¹⁴⁾、課税所得捕捉率の業種間格差を言う「クロヨン」と直ちに結びつけることはできない。しかしながら、ここでの分析結果は、同じ所得であっても農業所得と給与所得では課税所得となる額が異なることを意味しており、農業における所得課税の実態が農業保護的であることを裏付けている。

農業所得の評価率が低い主な理由は、確定申告における農業所得が「農家経済調査」における農

13) ここでの回帰は切片をゼロに制約してあるので通常の決定係数の解釈はできないことに注意。ここでは決定係数は実際値と回帰による予測値の相関係数の2乗と定義される。Aigner[1]を参照。

14) 捕捉率は実際に申告された農業所得が、本来課税対象とすべきすべての農業所得からどれだけ乖離しているかをみるものであるが、ここでの相対評価率は、所得税計算ではなく農家経済における農業所得と給与所得を比較しているため、両者に対する控除項目の差異等、税法上の取扱いの違いを含んでいる。

12) 男子専従者は1農家に2人以上いる場合があるので、そのような農家に2のウェイトをつけて男子専従者のいる農家の平均男子専従者数を求め、「農家経済調査」による農家1戸当り男子専従者数をそれで割引いて推計した。

第3表 農家の所得税負担に関する回帰式の計測結果

回帰式番号	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
対象年	1960	1965	1970	1975	1980	1984
説明変数:						
納税者数(N)	-4.23*** (-4.32)	-5.04*** (-3.30)	-13.23* (-1.78)	-36.48** (-2.22)	-63.11*** (-5.01)	-76.56** (-2.55)
農業所得(YA)	0.0157*** (6.99)	0.0103*** (4.51)	0.0201*** (3.07)	0.0187*** (3.31)	0.0287*** (6.32)	0.0338*** (3.77)
給与所得(YS)	0.0369*** (6.45)	0.0285*** (8.04)	0.0419*** (4.81)	0.0500*** (5.74)	0.0664*** (14.21)	0.0766*** (7.93)
決定係数(R ²)	0.724	0.917	0.882	0.922	0.986	0.971
回帰の標準誤差(SER)	20.0	33.4	117.5	280.5	249.2	519.7
Ho: b=e の t-検定量	4.78***	9.83***	5.46***	6.63***	14.37***	8.94***
YA の評価率(b/e)	0.43	0.36	0.48	0.37	0.43	0.44

注1) ***は1%水準, **は5%水準, *は10%水準で統計的に有意であることを示す。

2) 推定値の下のカッコの中の数値はt-値を表わす。

3) 推定された方程式は農家の所得税支払(源泉所得税+農業所得税)をTとして

$$T = aN + bYA + eYS$$

である。パラメータの推計は地域別・経営耕地規模別平均値のデータを用いて対応する集計戸数をウェイトした加重回帰法(WOLS)で行なった。

4) 納税者数は農家1戸当りの職員勤務者, 恒常的賃労働者および農業所得者の合計。

5) 農業所得者は男子専従者(n)を男子専従者のいる農家1戸当りの男子専従者数(r)で割り引いて推定(rは男子専従者1人および2人以上いる農家数から推定)。ただし, 1960年は1戸当り経営者数。

6) 農業所得税は申告所得税を農業所得とその他の事業所得に比例配分して推計。

資料: 農林水産省『農家経済調査報告』, 『農林業センサス農家調査報告書』, 『農業調査結果報告書』。

業所得より低く見積られていることである。農業所得は定義的には農業粗収益から農業経営費を差し引いたものであるが, 課税所得計算で農業所得を求める場合には, 必要経費として通常の経営費に加えて租税公課の一部¹⁵⁾や借入金の支払利息, 手形割引料, 研修旅行費等を控除することができる。また, 突発的な災害による損失や, 価格低落に備えた価格変動準備金, 経営上の貸倒れ引当金等も必要経費である。加えて肉用牛販売についての免税, 開墾地に作付した指定作物の免税等の法的措置があり, さらに米の減反に伴う転作奨励金は所得税の対象とはならない。一方, 収支計算によらず, 先の標準課税方式を用いた場合は, 大規模な農家ほど実際の粗収益が標準算出額より多くなる傾向がある。したがって課税所得計算では収入, 支出の両面において現行の税制が農業所得を低く評価する方向に作用しているといえよう。

15) 租税公課のうち必要経費として認められるものは固定資産税, 自動車税, 重量税, 自賠責保険料, 自動車保険料, 部落会費, 出荷組合費, 農協の負担金等である。

農業所得の評価率の低さの一部は農業所得の捕捉率の低さに起因するかもしれない。しかし, 農業生産の実態が透明であることからして, 捕捉率そのものがかなりの低位にあるとは考えにくい。むしろ, 上で述べたような税法上の優遇措置によるとみるべきであろう。したがって, 第3表で得られた農業所得の相対評価率は税制による優遇率と解釈できる。農業所得は種々の税法上の措置によって, 通常の所得概念に照らして低く評価されており, これが所得税負担の不公平感を醸造していると思われるが, それは農業者の責任ではない。財政制度そのものが農業保護的に機能しているとみるべきである。ただし, 混合所得である農業所得と給与所得との間の比較可能性の問題が残されていることは指摘しておく必要がある。

ところで, 所得税関数を議論するならば, 所得変数の係数による限界所得税率の差異だけでなく, 固定的控除額の違いを反映する定数項の差異も検討する必要がある。しかし, 農家世帯内で配偶者控除や扶養控除等を農業所得と給与所得のどちらに適用するかは農家によって異なるため, 小稿の

ように世帯内の業種別所得と所得税のデータでは定数項がその業種に特有な固定的控除項目を反映するとはいえない¹⁶⁾。したがって、小稿では定数項を農家世帯にとって共通なもののみとし、農家内部の限界所得税率の差異のみを分析対象とした。

4. 農業補助金と農家の租税負担

農業所得課税の低位性を財政による間接的な農業保護とするならば、財政による直接的かつ積極的な農業保護は財政支出を通じて行なわれる。農業への財政支出は緊縮財政の下で近年減少しているとはいえ、農林水産省の農業関係予算に限っても1986年で約2兆5千億円の規模になっており、これは農業総生産の35%以上に匹敵する¹⁷⁾。農業への財政支出のうちどれだけが農業保護的に機能しているかは、政府の農業予算項目の詳細な検討を必要とする¹⁸⁾。小稿では農業財政支出のうちの農業補助金に焦点をあてて、財政による農業保護の構造を農家の租税負担との相対的關係において考察してみよう。

農業補助金の範囲をどうとらえるかは分析視点によって異なるが¹⁹⁾、ここでは農業の保護・助成を目的とする産業補助金を中心に以下のような項目を計上することにする。まず狭義の補助金として政府から農業事業体に一方的に交付される經常補助金がある。これには水田の減反に伴う水田利用再編奨励補助金や良質米奨励金、大豆となたねの不足払である大豆・なたね生産者団体等交付金などが含まれる²⁰⁾。しかし、經常補助金は地方政

府等を通して一般会計から直接補助・交付されるものに限られており、加工原料乳不足払のように事業団体等を通して支払われる補助金を別途計上する必要がある。それをここでは価格政策費と呼んでおこう。価格政策に関して単独で最大の支出項目は食糧管理費である²¹⁾。この食糧管理費は主に食糧会計の赤字補てんに用いられ、実質的に小麦の価格支持費用である。したがって、食糧管理を經常補助金と同様に農業補助金として取扱うことにする²²⁾。さらに、農業共済再保険特別会計への繰入や農業者年金助成補助金など、予算分類上は經常移転とされる支出項目も実態的には農業への補助金として機能しているのだから、農業補助金の範ちゅうに入れることにする²³⁾。最後に農業補助金として計上すべきものは資本補助金である。そのほとんどは土地改良に対する政府負担額である。土地改良は基幹かん排水施設整備のように公共性の強いものもあるが、近年増加しているのは受益がより特定化される圃場整備である。これらの資本補助金は農業の資本形成への助成である。

以上の項目を農業補助金と定義して、その大きさを農業総生産との比率でみたのが第4表である。計上された補助金は中央政府と地方政府の合計である。農業補助金の合計は1984年で農業総生産の38%に達しているが、その内容をみると資本補助金が農業補助金の約50%を占めて最も多く、經常補助金と食糧管理費がそれぞれ約20%、そして經常移転等が約10%という構成になっている。

農業補助金の農業総生産に対する比率を農業の政府依存度と解釈するならば、それは1970年の27%から1980年の47%へと急上昇した。農業の政府依存度のこの上昇は資本補助金の増大によるところが大きく、農業総生産との比率でみた資本補助金は9%から22%へと上昇した。近年では緊縮財政によって農業補助金も後退を余儀なくさ

16) 実際、所得税関数の定数項の差異を考慮して、(5)式における納税者数(N)を農業所得者と給与所得者に分けて行なった回帰式の推定では安定的なパラメータが得られなかった。

17) 農業総生産は1985年で約7兆円である。

18) 農林水産省の農業予算項目を分類整理して農業財政支出の構造を探ったものとして拙稿[5]を参照。

19) 農業補助金の概念や実態的側面については今村[6]を参照。

20) 經常補助金の定義は農林水産省『農業及び農家の社会勘定』に従う。ただし、1984年の基準改訂で除外された各種利子補給金もここでは經常補助金に含めてある。

21) ここでの食糧管理費は食糧庁歳出における食糧管理費であり、水田利用再編対策費は含まない。

22) 実際、一般会計予算の経済性質別分類においても食糧管理費は經常補助金に分類されている。大蔵省[9]を参照。

23) これらの經常移転と先の価格政策費の内容については第4表の脚注を参照。

れ、1984年で農業総生産の38%まで低下したが、資本補助金はほとんど減額されることなく農業総生産との比率でも約20%を保っている。なお、1975年から1980年にかけて經常補助金の比重が急増したが、これは水田減反政策強化のための補助金支出の増加によるもので、それによって、この時期に食糧管理費の軽減が可能になった。すなわち、水田利用再編奨励補助金は食管赤字に代替するものである。

こうした農業補助金の大きさに対して、農家の租税負担の程度はどのようなものであろうか。補助金と同様に農業総生産との比率でとらえてみよう。農業補助金を生産活動に関わるものに限定して列挙したように、農家の租税負担も農業生産に付随したものをとりあげれば、農業経営のプロセスで農業事業体が支払う間接税と、農業生産によって生じた所得に課される農業所得税とがある。このうち間接税は農業経営において経費算入が認められており、生産コストの一部を構成することになる²⁴⁾。農業間接税は1984年で農業総生産の6%に相当するが、農業所得税は農業総生産の2%に満たない。近年上昇傾向にあるのは農業間接税であるが、間接税は農産物の市場価格の上昇を通じて消費者に転嫁されうるので、そのすべてが農家の負担となるわけではない。ここでは、税の帰着の問題には触れず、農業生産に伴う農家と政府の間の経済循環のフローの大きさを指摘するにとどめよう。

農家の租税負担としては、農業生産に関わるものより農外所得に課される所得税やその他の直接税の方が比重は大きい。農外所得税は兼業化の進展に伴って増大し、1970年には農業総生産の3%程度だったものが1984年には12%近くまで上昇している。その他の直接税もこれに平行し、近年では農業総生産の10%程度の大きさになっている。これらの租税負担と、先の農業生産関連の租税負担とを加え合わせた農家の租税負担の合計は、農業総生産との比率でみて1984年で29%程度となる²⁵⁾。

24) 以下の間接税のデータは農林水産省『農業及び農家の社会勘定』によるが、農家の租税公課諸負担の

さて、以上の農業補助金と農家の租税負担の大きさを農家と政府の収支バランスとしてとらえてみたのが第4表の最後の3行である。まず、農業補助金は農業の生産活動に関わって支出されたものであるが、農業生産の過程での間接税および農業所得への課税は、農業補助金の一部を政府に還元するものとして考えることができよう²⁶⁾。そこで農業補助金から農業間接税と農業所得税を差引いて、農業が財政支出にネットで依存している大きさをみたのが純補助金Iである。この純補助金Iを農業総生産との比率でみると、1970年には23%程度だったものが1980年までに40%まで上昇した。しかし、最近時の1984年では30%程度へと減少している。この純補助金Iは農業の財政依存度を測るものとして有効な指標であり、日本農業は近年でその総生産の約3割を農外納税者からの移転によって支えられていると判断することができよう。

ところで、農業従事者だけではなく農家の世帯員すべてに課せられた租税を、農業補助金の財源として政府に還元する場合を考えてみよう。農業補助金は主として国の予算から支出されるので、農家の国税負担と比較するために、農外所得への課税額を農業間接税および農業所得税に加えて、農業補助金から控除したものが純補助金IIである。この指標でみても農家の受取り分は1984年で農業総生産の18%に相当する額にのぼる。さらに、地方税を含むその他直接税を加えて、農家の租税負担のすべてを農業補助金の財源として考えてみたのが純補助金IIIである。農家の租税負担額のすべてを還元するとしても、農業補助金はその額を上まわり、超過分は1984年で農業総生産の8%に相当することになる。この比率は1970年の17%や1980年の23%に比べて低下してき

内どれを含むかは不明である。通常、生産経費として認められる租税公課については脚注15)を参照。

25) 農家の租税負担としてはこれらの他に、農業間接税以外の間接税負担があるが、データが得られないためここでは除外した。

26) ただし、ここでの間接税は税外負担を含むために、実際に農家から還元される政府税収は第4表の値より小さくなる。

第4表 農業総生産との比率でみた農業補助金と農家の租税負担
(単位: %)

	1970	1975	1980	1984年
農業補助金:				
經常補助金(a)	4.8	3.1	8.9	7.1
經常移転等(b)	1.9	2.6	6.4	4.4
食糧管理費(c)	11.5	13.0	9.4	6.6
資本補助金(d)	9.0	10.9	22.1	19.5
合計(e=a+b+c+d)	27.2	29.6	46.8	37.6
農家租税負担:				
農業間接税(f)	3.0	4.3	5.8	6.0
農業所得税(g)	1.4	1.5	1.2	1.9
農外所得税(h)	2.7	3.9	9.2	11.5
その他直接税(i)	2.8	4.2	8.0	9.8
合計(j=f+g+h+i)	9.9	13.9	24.2	29.2
純補助金 I(e-f-g)	22.8	23.8	39.8	29.7
純補助金 II(e-f-g-h)	20.1	19.9	30.6	18.2
純補助金 III(e-j)	17.3	15.7	22.6	8.4

- 注1) 農業補助金および農家租税負担のいずれの項目も当該年の農業総生産(農業GDP)に対する比率で表わされている。
- 2) 經常補助金は財貨・サービスの反対給付を伴わないで政府から農業事業体に一方的に交付される補助金で『農業及び農家の社会勘定』の定義に従う。ただし、ここでは各種利子補助金を經常補助金として含めてある。
- 3) 經常移転等とは農業共済再保険特別会計への繰入、農業者年金助成補助金、経営移譲年金給付費補助金、農業者離農給付費交付金に、食糧以外の価格政策費(畜産振興事業団交付金、蚕糸砂糖類価格安定事業団交付金、飼料需給安定費、野菜価格安定対策費補助金、等)を加えたもの。
- 4) 食糧管理費は重複を避けるために經常補助金に含まれている良質米奨励金と指定銘柄米奨励金(食管会計より支出)を控除してある。
- 5) 資本補助金は「農家資本調達運用勘定」における政府資本補助金である。
- 6) 農業間接税は農業事業体に課される税及び税外負担のうち、農業経営において経費算入が認められているもので『農業及び農家の社会勘定』の定義に従う。
- 7) 農業所得税は、申告所得税を農業所得とそれ以外の事業所得等に比例配分して推定した農家1戸当り農業所得税に全国農家戸数を乗じて算出。
- 8) 農外所得税は農家1戸当り所得税から農業所得税を差し引いたものに全国農家戸数を乗じて算出。
- 9) その他直接税は都道府県民税、市町村民税および農業生産活動に係らない所有資産に課せられる直接税である。

資料: 農林水産省『農業及び農家の社会勘定』、『農家経済調査報告書』、大蔵省「農林水産省所管歳出入決算報告書」『決算参照』。

ているとはいえ、農家の対政府収支バランスは農業部門への補助金だけでも大きく入超であることを示している。

第4表で明らかなように、財政と農業の関係において決定的に重要なのは農業への財政支出であり、農業補助金はその中心をなす。農業所得課税の問題は、税制のあり方や納税者間の不公正感の是正といった視点からは依然として重要であるが、産業としての農業の保護水準を考える場合には農

業所得課税の優遇性は二次的なものである。例えば、農業所得課税が是正されて農業所得税負担が2倍に増加したとしても、第4表において純補助金で示される農業の財政依存度は1970年代で1.5%、近年でも2%程度改善されるにすぎない。したがって、財政による農業保護の手段としては農業補助金の役割が超越しており、財政政策が農業に及ぼす保護的作用をさらに追求するには、農業補助金の機能をより詳しく検討する必要がある(27)。

5. おわりに

小稿では農業に対する財政の作用を農業保護の観点から考察してきた。農業所得課税の低位性は必ずしも意図的な農業保護政策の現われとは言えないかもしれないが、戦前の重い税負担と対比するとき、今日の税制は明らかに農業に対して保護的に作用している。農業所得税の実態は、農業所得捕捉率の低位性が指摘されるものの、必ずしも統計的に把握されてきたわけではない。小稿の分析では全国規模で行なわれている統計調査のデータを用いて、農業所得税負担の低位性を定量的に検証することを試みた。所得課税において農業所得は給与所得に比べて確かに低位に評価されていることが確認されたが、これは捕捉率の低さを意味するというより、むしろ、農業経営の特殊性を考慮した優遇税制によるものであると解釈すべきであろう。

財政による農業保護のもうひとつの側面は農業への財政支出である。特に、農業補助金を通じた政府から農家への移転は財政による農業保護の支柱となっている。財政による農業保護の程度をこの農業補助金と農業者の租税負担を総合して考えるとき、日本農業は総生産の約3割に相当する純移転によって支えられていることがわかる。また農業補助金は、農家のすべての租税負担をも上回

27) 例えば、生産性向上のためには農業基盤整備の充実が必須であり、そのための資本補助金は幼稚産業保護的な意味をもつであろうし、農業者年金経費は産業調整を促進する効果をもっている。しかしながら、現行の補助金制度が目的達成のための最適な政策であるかどうかの議論がなされなければならない。

る額に達しており、兼業収入の増大による租税負担の上昇にもかかわらず、農家の対政府収支バランスは農業補助金だけに限っても大きく入超となっているのである。

農業が国境措置を含めて種々の保護政策の下にある中で、農業の対政府収支バランスが入超になるのは当然の帰結であり、何も目新しい発見ではない。しかし、保護の費用を定量化することは農業政策の評価のために必要な作業であろう。小稿では財政を通じた農業保護の納税者費用を検討してみた。もちろん、米価政策であれ米の減反政策であれ、個々の農業政策の評価のためにはそれぞれの施策に対する費用・便益分析等を通じた考察を必要とするが、ここでは包括的な農政の財政費用に焦点をあててみた。農業保護による費用としては他に内外価格差に伴う消費者費用があげられるが、これらを総合してみた時に、それに見合う便益が農業および国民経済全体にもたらされているかどうかが問題となる。これを判断するのは困難であるが、農業および農政のあり方をめぐって、さらに多くの議論と研究が蓄積されることを望みたい。

(小樽商科大学商学部)

引用文献

- [1] Aigner, D. J., *Basic Econometrics*, Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, 1971.
- [2] 藤川昭次郎「現行農業所得課税の仕組みと問題点」『農業と経済』第52巻第7号(1986年7月), 15-23頁.
- [3] 本間正明・井堀利宏・跡田真澄・村山淳喜「所得税負担の業種間格差の実態——ミクロ的アプローチ」『季刊現代経済』第59号(1984年9月), 14-25頁.
- [4] 本間正義「先進国における農業保護水準の変動」『経済研究』第37巻第1号(1986年1月), 24-33頁.
- [5] 本間正義「日本の農業財政支出の構造」『農業経済研究』第58巻第4号(1987年3月), 191-199頁.
- [6] 今村奈良臣『補助金と農業・農村』家の光協会, 1978年.
- [7] 石弘光「課税所得捕捉率の業種間格差——クローンの一つの推計」『季刊現代経済』第45巻(1981年3月), 72-83頁.
- [8] 小倉武一『日本農業は生き残れるか(上)——歴史的接近』農山漁村文化協会, 1987年.
- [9] 大蔵省『一般会計予算(昭和60年度)』大蔵省印刷局, 1985年.
- [10] 恒松制治「農業と財政の作用」東畑精一・大川一司編『日本の経済と農業・上巻』岩波書店, 1956年, 第8章.

農業経済研究 第59巻 第3号

(発売中)

《論文》

石田正昭・木南 章：稲作をめぐる組織と市場

沼田 誠：大正・昭和期の農家経済の一断面——労働・消費の一体的構造に関連させて——

藤田夏樹：後方連関指標の再検討

菅沼圭輔：中国の農業生産における互助合作化論理の展開

《研究ノート》

佐渡和子：一沖繩村落の社会構造と変動——沖繩県國頭郡國頭村奥の事例研究——

新沢嘉芽統：犬塚昭治君の拙著『農産物価格論』に対する疑問について

《書評》

土屋圭造・川波剛毅・江島一浩編『農業構造の変容と展望』(頼平・横山淳人)

J. O. S. Kennedy, *Dynamic Programming: Applications to Agriculture and Natural Resources*

(川口雅正)

B5判・64頁・定価1200円 日本農業経済学会編集・発行／岩波書店発売